

## (2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

平成19年4月に策定された「多重債務問題改善プログラム」は、(1)丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化、(2)借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供、(3)多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化、(4)ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化の四つを柱としており、現在、同プログラムに沿って関係省庁、関係機関により多重債務者対策が進められているところである。

### ア 相談窓口の整備

多重債務相談窓口については、全ての都道府県及び約99%の市区町村において整備されている（平成28年3月末現在）。

また、政府では、都道府県、市区町村における取組をバックアップするという観点から、平成20年4月より、財務局、財務支局、沖縄総合事務局に多重債務相談員を配置し、多重債務相談を実施している。財務局等、都道府県、市区町村の27年度上半期の相談件数の合計は約2万5千件であり、今後とも多重債務者を相談窓口へ誘導するため、効果的な広報活動を行っていくことが期待される。このほか、日本貸金業協会においては、貸金業に関する相談・苦情を受け付ける窓口として、貸金業相談・紛争解決センターを設けており、相談者本人のみならず、配偶者及び親族も対象として、個別に生活再建支援のカウンセリングを行っている（28年度実績725回）。

さらに、平成19年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」、20年度から25年度の相談強化キャンペーンに引き続き、「多重債務者相談強化キャンペーン2016」を28年9月から12月に実施し、全国各地でメンタルヘルスを含む相談を受け付ける無料相談会を開催するなどの取組を行った。また、23年度より、都道府県別に、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したリーフレットを作成、28年度は自治体・財務局・関係機関に約82万部配布し

ており、多重債務相談窓口の認知度向上に努めている。

### イ セーフティネット貸付けの充実

多重債務者に対しては、まずは相談窓口等において、丁寧な事情の聴取と債務整理等の解決方法の相談・検討を行うことが重要である。その上で、必要な場合は、多重債務者に対する低利の貸付（セーフティネット貸付け）を活用することも考えられる。セーフティネット貸付けについては、消費者向けとしては生協等による取組が、事業者向けとしては、日本政策金融公庫による経営支援と一体となった融資制度や一旦失敗した事業者に対する融資制度の拡充等が進んでおり、今後、一層の充実・強化が望まれている。

また、生活に困窮している者に対する貸付制度である「生活福祉資金貸付」についても、平成21年10月には、連帯保証人要件の緩和、貸付利子の引下げ等の制度の見直しが行われ、利用促進に向けた取組が進められている。

### (3) 失業者等に対する相談窓口の充実等

厚生労働省では、失業者に対してハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するとともに、早期再就職のための様々な支援を実施している。

特に、心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等の相談に対応するため、全国のハローワークに「就職支援ナビゲーター」を配置し、キャリアコンサルティングの技法等を活用しながら、きめ細かに相談を行うことにより、求職活動上の課題の解決を図り、長期失業に至ることのないよう支援している。

また、全国の主要なハローワーク等において、臨床心理士、弁護士等の専門家による巡回相談を実施するとともに、「ハローワークインターネットサービス」において、失業に伴う公的保険等の変更手続等失業に直面した際に生ずる様々な生活上の問題に関連する情

報提供を実施している。特に、平成21年度からは民間事業者に委託し、ハローワークの求職者を対象に、リーフレットによるこころの健康に関する情報、ストレスチェックシート、メール相談の案内等の周知のほか、自殺等に係る悩み、不安等の相談に対し、臨床心理士や精神保健福祉士等のカウンセラーによるメール相談を実施している。さらに、地域自殺対策強化交付金を活用した事業等として、地方公共団体がハローワークの求職者を対象に、臨床心理士、社会保険労務士、弁護士等の専門家による巡回相談を実施する場合に、ハローワークにおいて、求職者への周知、相談場所の提供等の協力を行っている。

さらに、若年無業者等の職業的自立を実現するためには、各人の置かれた状況に応じて個別的に支援を行うことや、課題の所在を正確に把握し、支援対象者との信頼関係が築かれた専門スタッフによるサポートを継続的に行うことが必要である。

このため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる「地域若者サポートステーション」（通称：サポステ）を全国に設置し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談、合宿を含む生活面等のサポートと職場実習を行う「若年無業者等集中訓練プログラム」を実施している。さらに、サポステの支援を経て就職した者に対して、職場定着支援やキャリアアップに向けての相談支援を行う「定着・ステップアップ事業」を実施している。

#### (4) 経営者に対する相談事業の実施等

中小企業庁では、都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助している。

また、多種多様であり、事業内容や課題についてもそれぞれの地域性が強いという特性のある中小企業の再生を図るため、47都道府県の商工会議所等の中小企業再生支援協議会

においては、専門性を備えた常駐専門家や外部専門家を配置しており、過剰債務など、財務上の問題を抱える中小企業に対し、窓口における相談対応や債務整理等の金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援など、事業再生に向けた支援を行っている。

また、「自殺対策強化月間」に係る取組として、中小企業者の自殺防止の観点から、約500の関係機関・団体に対して、「自殺対策強化月間」及び各種相談窓口の周知について要請を行うとともに、中小企業関係機関・団体に対して、全国約8,000人の商工会・商工会議所経営指導員による巡回指導を始めとした中小企業者の相談対応におけるきめ細かい対応について要請した。

なお、全国どこからでも一つの電話番号で、資金繰りや経営相談など、どこに相談したらよいか困っている方から幅広く相談を受け付ける「中小企業電話相談ナビダイヤル（0570-064-350）」（最寄りの経済産業局中小企業課につながる）を実施した。

さらに、融資の際に経営者以外の第三者の個人保証を原則求めないことを金融機関に対して引き続き徹底するとともに、経営者の個人保証に拠らない融資を一層促進するため「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及に努めている。独立行政法人中小企業基盤整備機構・地域本部等においては、経営者保証に関する事業者からの相談対応や、ガイドラインに基づく経営者保証に拠らない融資等を希望する事業者への専門家派遣等も行っている。

#### (5) 法的問題解決のための情報提供の充実

日本司法支援センター（通称：法テラス）では、法的トラブルを抱えてお困りの方に、法テラス・サポートダイヤル（0570-078374（おなやみなし））を始め、全国各地の地方事務所の窓口で問合せを受け付け、法的トラブルの解決に役立つ様々な法制度や各種相談窓口についての情報を無料で提供する情報提供

業務、経済的な理由で弁護士・司法書士の法的援助を受けることが困難な方を対象に、無料で法律相談を行い（平成28年度（29年4月10日現在速報値）の法律相談援助件数は約29万8,000件）、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う民事法律扶助業務、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号）に基づき、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に23年3月11日において住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（28年度（29年4月10日現在速報値）の震災法律相談援助件数は約5万3,000件）、東日本大震災に起因する紛争について、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う東日本大震災法律援助事業、犯罪の被害に遭った方やその御家族に対し、損害・苦痛の回復や軽減を図るための法制度や犯罪被害者支援に係る各種相談窓口についての情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等を行う犯罪被害者支援業務などを行っている。

法テラスには、多重債務などの金銭問題や、男女・夫婦に関する問題、職場でのいじめや解雇などの労働問題を始め様々な問題についての相談が寄せられ、このような法的なトラブルや悩みが自殺に至る原因の一つとなっていることも多いことから、法テラスにアクセスしてきた相談者をこれらの問題の解決へと導くことにより、自殺を未然に防ぐことができると考えられる。また、突然、家族に先立たれ、残された借金や相続問題などに直面している御遺族の方への適切な支援を行うことも重要である。

法テラスが、こうした期待に十分応えられるようにするためには、法テラスと自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体等とが相互に密接に連携し、支援体制のネットワークを充実させることが必要である。

このような観点から、法テラスでは、「いのちの電話」や地方公共団体・警察、その他

自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体を含む約7,000の関係機関・団体等（窓口数にして約2万4,000関係機関・団体等）に関する情報を集約し、利用者に対して、相談内容や状況に応じて適切な窓口を迅速に案内するとともに、転送や取次ぎなど利用者の負担を軽減するためのスムーズな橋渡しに努めている。さらに、これら関係機関・団体の窓口相談に訪れた方が法的な支援を必要としている場合には、法テラスを案内していただくなど相互の連携・協力関係を充実・強化するために、関係機関・団体との協議会や業務説明会を開催するなどの取組も進めているほか、他の団体が実施する研修にも積極的に参加している。

また、自殺を考えている方の心情に十分配慮した対応をすることも重要であり、法テラスでは、相談を受け付ける法テラス・サポートダイヤルのオペレーターや地方事務所の窓口対応専門職員らを対象に適宜研修等を実施しており、適切な対応に努めている。

なお、東日本大震災の被災者に対する支援策の一つとして、フリーダイヤル（「震災法テラスダイヤル（0120-078309（おなやみレスキュー）」）を設置し、二重ローン問題や原発の損害賠償請求などの震災に起因する法的トラブルについても解決に役立つ法制度や相談窓口等の案内を行っているほか、被災地に設置した出張所において、消費者庁・地方自治体と連携して、司法書士・社会福祉士・社会保険労務士・税理士などの専門家によるワンストップのよろず相談会を実施している。

また、内閣府男女共同参画局と連携して、被災地における女性の悩み・暴力（集中）相談事業の一つとして宮城県内及び岩手県内の法テラスの各出張所（南三陸、山元、東松島、大槌及び気仙）で「女性の悩みごと相談」を実施している（平成28年度（29年3月31日現在速報値）の相談件数は約170件）。

法テラスとしては、法的トラブル解決のきっかけとなる情報を広く国民が得ることができるよう、民生委員や調停委員等向けにパ

ンフレット・リーフレット等を配布して法的トラブルを抱える方に身近に接する機会の多い職種の方々を介し、法テラスの存在や業務内容を国民に周知しているところであり、今後も自殺の原因にもなっている多重債務等の問題を解決するための情報をより多くの方々に御案内することにより、自殺防止に取り組んでいくこととしている。

#### (6) 危険な場所、薬品等の規制等

鉄道駅のプラットホームにおいて、視覚障害者等を始めとする全ての駅利用者にとって線路への転落等を防止するために効果の高いホームドアの整備を促進しており、自殺の抑止にも寄与しているものと考えられる（平成28年3月末現在で665の駅で設置）。国土交通省では、昨年8月の視覚障害者の方の転落死亡事故を受け、「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」を開催し、昨年末、再発防止に向けてハード・ソフト両面からなる総合的な対策を取りまとめた。このとりまとめにおいて、ホームドアについては1日あたりの利用者が10万人以上の駅を優先的に整備することとし、車両の扉位置が一定などの整備要件を満たしている場合は、原則として平成32年度までに整備することとした。また、車両扉位置の相違などの課題に対応可能な新型ホームドアの技術開発を推進するとともに、普及促進に向けた取組を実施している。

厚生労働省では、毒薬及び劇薬については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）において、毒物及び劇物については「毒物及び劇物取締法」（昭和25年法律第303号）において、それぞれ、不適切な使用につながる流通を防止するため、譲渡規制等を行っており、販売業者等に対し、引き続き規制の遵守の徹底を指導しているところである。

警察では、遺書、平素の言動その他の事情により、自殺するおそれのある行方不明者について保護者等から行方不明者届を受理した

場合は、速やかに発見活動を開始し、当該行方不明者の発見に努めている。

#### (7) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

インターネット上の自殺関連情報としては、硫化水素など有毒ガスの製造方法を紹介するWebサイトが特に大きな問題となっていた。こうした自殺関連情報への対策として、平成20年12月、電気通信関連団体がプロバイダにおける自主的措置への支援として策定している「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」（18年11月策定）の禁止行為に「第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する行為」を追加する改訂が行われた。

警察庁では、一般のインターネット利用者等からインターネット上の違法情報等に関する通報を受け付け、警察への通報やサイト管理者等に削除を依頼するなどの業務を行うインターネット・ホットラインセンターの運用を民間委託し、同センターにおいて「自殺の場所や方法を記載し、集団自殺を呼びかける情報」を受理したときは、サイト管理者等に削除を依頼するとともに、緊急を要する場合には都道府県警察に通報した。また、都道府県警察においても、同様の情報を認知したときは、サイト管理者等に削除を依頼するなどの対応を行っている。

総務省では、プロバイダの迅速、的確な対応が可能となるように「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用の支援を行っている。また、総務省では、平成21年度から、電気通信事業者等からインターネット上の違法・有害情報に関する相談を受け、「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」等に基づいた助言を行うなどの違法・有害情報に関する相談業務等を行う違法・有害情報相談センターを設置している。

さらに、自殺関連情報等の違法・有害情報の閲覧への対策として有用であるフィルタリ

ングについては、青少年や保護者・教職員等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用に係るリスクとその対策を周知することで、フィルタリングの認知度・理解度の向上を図り、保護者等による自主的で実効的な対策を促進するべく、普及啓発活動等を実施している。

経済産業省では、自殺関連情報等の違法・有害情報を閲覧することへの対策として、インターネットの利用環境の変化に対応するため、望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準を策定するとともに、フィルタリングを保護者がより適切に利用できるよう、セミナーなどを通じたフィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動を実施してきたところ、今後も引き続き関係者と連携してフィルタリングの利用促進を行う。

青少年インターネット環境整備法は、「自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報」を青少年有害情報の例の一つとして挙げ、そうしたインターネット上の有害情報から青少年を守るため、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずること、有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることなどを定めている。内閣府においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、関係省庁等と連携し、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動や国内外の各種調査等を推進している。

文部科学省では、青少年インターネット環境整備法等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムの開催や、普及啓発資料の配布等を通して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進するとともに、各地域における先進的な有害環境対策等の取組に対して支援を行っている。

## (8) インターネット上の自殺予告事案への対応等

インターネット上の自殺予告事案について、警察からプロバイダ等に対して発信者情報の照会がなされた場合に、これを受けたプロバイダ等における情報開示の可否についての判断基準及び発信者情報開示の手続を整理した「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」が、平成17年10月に電気通信関連団体により策定されている。同ガイドラインを踏まえ、都道府県警察においてプロバイダ等と連携した対応を実施し、自殺防止の措置を講じている。28年中に都道府県警察が発信者情報の開示を受けた件数は155件で、自殺予告をした者は延べ156人であるが、これらの者への都道府県警察の対応状況は、表のとおりであり、そのうち自殺のおそれがあった43人に対して、本人への説諭、家族への監護依頼等により自殺防止措置を講じた。

### 発信者情報の開示を受けた自殺予告事案への対応状況

既に自殺により死亡	3人
既に自殺を図っていたが、救護等により存命	5人
自殺のおそれがあり、説諭等を実施し、自殺を防止	43人
いたずら等自殺のおそれがないことが判明	79人
書込者が判明せず	26人
合計	156人

また、上記の「違法・有害情報等への対応に関する契約約款モデル条項」は、自殺予告事案等の有害情報についても対応している。総務省では、プロバイダの迅速・的確な対応が可能となるようこれらのガイドライン及びモデル条項の適切な運用の支援を行っている。

さらに、総務省では、平成21年から、電気通信事業者等からインターネット上の違法有害情報に関する相談を受け、「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイド

ライン」等に基づいた助言を行うなどの違法・有害情報に関する相談業務等を行う、違法・有害情報相談センターを設置している。

次に、インターネットを通じた有害情報の取得をきっかけとして起きる社会問題に対応するため、フィルタリングの普及も重要である。

経済産業省では、フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動や、ユーザー発信コンテンツ等における青少年保護のための民間での検討支援等を行ってきた。今後も引き続き自殺関連情報等の違法・有害情報対策を進めていく。

なお、厚生労働省自殺対策推進室では、検索サイト関係者等と意見交換を実施している。

### (9) 介護者への支援の充実

介護保険制度において、短期間又は日中の間、介護サービス事業所で要介護高齢者に対する介護を行う短期入所生活介護や通所介護等について給付を行っており、介護者に対するレスパイトケアにもつながっている。また、地域包括支援センターにおける高齢者を介護する者の相談・援助や、地域支援事業の家族介護支援事業において市町村等が行う介護教室・介護者相互の交流会開催等の経費の一部を負担する等、高齢者を介護する者に対する必要な支援の実施に努めている。

### (10) いじめを苦しめた子供の自殺の予防 ア いじめ防止対策推進法の成立

いじめは決して許されないことであるが、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。いじめの問題については、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応すること、学校だけでなく関係機関が緊密に連携して、子供一人ひとりに対するきめ細かな支援を行うことが必要である。

平成25年6月、第183回国会においていじめ防止対策推進法が成立し、9月28日に施行された。(http://www.mext.go.jp/a\_menu/

shotou/seitoshidou/1337219.htm)

この法律は、いじめの防止等のための対策に関する基本理念や、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるとともに、学校の設置者又はその設置する学校に対し、例えば児童生徒が自殺を企図した場合など、いじめにより当該学校に在席する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき等は、その事態（「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、組織を設置して、事実関係を明確にするための調査を行うことを義務付けている。文部科学省では、同年10月に、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国のいじめ防止基本方針」という。）を策定し、平成29年3月14日に改定した。(http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm)

文部科学省では、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催するなど、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止基本方針」に基づく対応について、周知徹底を図っている。

### イ 教育相談体制の充実

悩みを抱えた子供たちのために、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭を中心とした教育相談体制が整備されることが大切であるが、夜間や休日においても子供が相談できる体制や、子供が悩みを打ち明けたいときに打ち明けられるシステムを構築することは大変意義あることである。

文部科学省では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助を行うとともに、夜間・休日を含め24時間いつでも子供のSOSを受け止めることができるよう、都道府県及び指定都市教育委員会で「24時間子供SOSダイヤル（0120-078310（なやみ言おう）」）を実施している

(いじめ問題に限らず子供のSOSを社会全体で受け止める趣旨を明確化するため、平成27年4月、これまでの「24時間いじめ相談ダイヤル」を名称変更。また、一人で悩んでいる子供たちが、より利用しやすいよう、平成28年4月1日より通話料を無料にして運用している。27年度の相談件数は約2万件。)。これらの取組により、引き続き、教育相談体制の充実に努めることとしている。

なお、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があることから、長期休業前から期間中、長期休業明けの時期にかけて①学校における早期発見・見守りに向けた取組、②保護者に対する家庭における見守りの依頼、③学校内外における集中的な見守り活動、④ネットパトロールの強化を実施するよう各都道府県及び指定都市教育委員会等に対して依頼した(夏休みについては平成28年7月、冬休みについては同年12月、春休みについては平成29年2月)。

法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を全国の小中学校の児童生徒に配布し、手紙により子供たちの発信する信号をいち早く受け止め、悩み事等に寄り添う事業を実施しているほか、「インターネット人権相談受付窓口」(SOS-eメール)(<http://www.jinken.go.jp/>)及び子供の人権に関する専用相談電話「子どもの人権110番」(フリーダイヤル0120-007-110)の運用により、子供たちがアクセスしやすい体制の下で子供たちからの相談に応じ、いじめを始めとする子供をめぐる人権問題の解決に努めている(平成28年の「子どもの人権110番」による相談件数は2万3,317件)。

### (1) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

児童虐待への対応については、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第146号)の累次の改

正や、民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)による親権の停止制度の新設等により、制度的な充実が図られてきた。この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成27年度には児童虐待防止法制定直前の約8.9倍に当たる10万3,286件となっている。子供の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

このような状況を踏まえ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るため、2015(平成27)年12月、第4回子どもの貧困対策会議において、「すくすくサポート・プロジェクト」(「児童虐待防止対策強化プロジェクト」及び「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト」からなる「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称)が決定され、平成28年3月には、社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会において、報告(提言)がとりまとめられた。

これらを踏まえ、初めて子供を権利の主体として法律に位置付けるなど児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる「児童福祉法等の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立、6月に公布された。本改正の内容は図のとおりであり、運用に係る検討、予算の確保等、円滑な施行に向けた取組を推進している。

## 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)の概要

(平成28年5月27日成立・6月3日公布)

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の要する強化を図るため、児童福祉法等の一部を改正するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

## 1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な教育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の教育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県、市町村それぞれ役割、責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

## 2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子健康包括支援センターの発生予防、早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

## 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機能について、専門職を配置するものとする。
- (3) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士を配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (4) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料を提供できるものとする。

## 4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係の円滑な発展について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 親子縁組支援を定文化するとともに、都道府県(児童相談所)の業務として、親子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立相談ホムについて、22歳未満までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

## (検討規定等)

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市、特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

## 施行期

平成29年4月1日(1、2(3)については公布日、2(2)、3(4)(5)、4(1)については平成28年10月1日)

また、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるように、平成27年7月から、児童相談所全国共通ダイヤルについて、これまでの10桁番号から3桁番号「189(いちはやく)」に変更し、運用している。さらに、平成28年4月に、音声ガイダンスの内容を見直し、児童相談所につながるまでの平均時間を約70秒から約30秒へ短縮した。

性犯罪・性暴力の被害者への支援については、平成28年4月に、各都道府県等に対して、犯罪被害者支援団体等から性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を提供するよう依頼を行ったほか、性犯罪・性暴力被害者の医療機関の選択に資するため、28年3月に告示改正を行い、病院等の管理者が都道府県知事に報告する事項に、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置していることを加え、都道府県知事は設置の報告があった場合には公表することとした。

警察では、カウンセリング技能を有する警察職員に対し専門的研修を行うことにより、その技術・能力の向上に努めるとともに、部外の子精神科医やカウンセラー、民間被害者支援団体等との連携を図るなど、性犯罪被害者の精神的被害を軽減するためのカウンセリング体制を整備している。

また、「性犯罪110番」等の相談専用電話による相談体制の整備、女性警察官の性犯罪捜

査員への指定、性犯罪の専門捜査官の育成、職員に対する教養の充実、性犯罪捜査における証拠採取用資機材の整備を行うなどして、被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進している。

さらに、性犯罪・性暴力被害者等への支援のため、地方公共団体等と協力して、地域における関係機関・団体間の連携を促進するなどの取組を行っている。

内閣府では、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる体制を整備するために、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う支援員を対象とした研修等を行う「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を実施するとともに、地方公共団体における性犯罪被害者等への支援に関する取組を促進するため、性犯罪被害者等支援を実施する地方公共団体の様々な取組を実証的に調査研究する「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」を実施した。

厚生労働省では、「『婦人相談所が行う一時保護の委託について』の一部改正について」(平成28年3月31日 雇用均等・児童家庭局長通知)を発出し、平成28年度より性暴力・性犯罪被害の女性についても、婦人相談所の一時保護所が満床でなくてもより適切な支援が可能な民間シェルター等への一時保護委託を可能とした。

## (12) 生活困窮者への支援の充実

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成27年4月に生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)が施行された。

生活困窮者自立支援法は、福祉事務所設置地方自治体(902自治体)において、様々な課題を抱える生活困窮者に対し相談支援、就労支援等を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげることとしており、平成28年7月には生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携通知を発出し、生活困窮者の窓

口が自殺予防に関する相談窓口と互いに連携して支援にあたること等を周知している。

制度施行後の状況を見ると、平成29年1月までに約41万件の相談があり、そのうち11万件が継続した支援が必要とされ、それぞれの対象者に応じたプランに基づき支援が進められるなど、各種の任意事業と併せて、包括的な支援が進められている。

また、平成29年3月に取りまとめられた「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」を踏まえ、今後、生活困窮者自立支援制度見直しについて検討を進めていくこととしている。

### (13) 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知

マスメディアの適切な自殺報道に資するため、世界保健機関が作成した自殺予防に関する「自殺予防メディア関係者のための手引き」（以下「手引き」という。）を報道各社に対し周知することとしている。

厚生労働省及び自殺総合対策推進センター

のWebサイトに「手引き」を掲載して、その周知を図っている。また、自殺総合対策推進センターにおいては、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施し、自殺や精神疾患について適切な報道がなされるよう支援を行っている。平成28年度は若年者の自殺対策の在り方に関する報告書、キャリア支援とメンタルヘルスをテーマに開催し、合計で50名が参加した。

#### メディア関係者のためのクイック・リファレンス

- 努めて、社会に向けて自殺に関する啓発・教育を行う
- 自殺を、センセーショナルに扱わない。当然の行為のように扱わない。あるいは問題解決法の一つであるかのように扱わない
- 自殺の報道を目立つところに掲載したり、過剰に、そして繰り返し報道しない
- 自殺既遂や未遂に用いられた手段を詳しく伝えない
- 自殺既遂や未遂の生じた場所について、詳しい情報を伝えない
- 見出しのつけかたには慎重を期する
- 写真や映像を用いることにはかなりの慎重を期する
- 著名な人の自殺を伝えるときには特に注意をする
- 自殺で亡くなった人に対して、十分な配慮をする
- どこに支援を求めることができるのかということについて、情報を提供する
- メディア関係者自身も、自殺に関する話題から影響を受けることを知る

WHO「自殺予防 メディア関係者のための手引き」（2008年改訂版日本語版）  
訳 河西 千秋（横浜国立大学医学部精神医学教室）

## 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組

### (1) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

厚生労働省では、精神科救急情報センターや、輪番制等による精神科救急医療施設の整備を行う「精神科救急医療体制整備事業」にて、自殺未遂者等の精神・身体合併症患者に対する対応について体制整備を図っているところである。

さらに、救命救急センターにおいて、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療等が速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じ適時確保することを、各都道府県に求めているところである。なお、平成20年度には「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」を作成するとともに、同年度からガイドラインを基に、救急医療の従事者を対象に

「自殺未遂者ケア研修」を開催している。

平成24年度の診療報酬改定で、一般病棟に入院した自殺未遂者などの患者に対して、精神症状の評価や、退院後の診療の調整を行う精神科リエゾンチームに対する評価を新設した。また、平成28年度の診療報酬改定では、自殺企図により入院した患者に対し、精神保健福祉士等が、退院後も一定期間継続して、生活上の課題の確認、助言及び指導を行うことへの評価を新設した。

### (2) 家族等の身近な人の見守りに対する支援

平成19年度から、自殺予防総合対策センターにおいて、精神保健福祉センター等で相談業務に従事する者を対象として、相談技法

に関する専門的な研修の実施・協力を行ってきた。その後、相談技法に関する研修は都道府県において幅広く実施されるようになったことから、21年度をもって自殺予防総合対策

センターにおける研修を終了し、前述の「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」の普及により、自殺未遂者へのケア対策の推進を図っている。

## 8 遺された人への支援を充実する取組

### (1) 遺族の自助グループ等の運営支援

内閣府では、平成20年度に、自死遺族支援について豊富な経験を有している民間団体との連携により、自死遺族のための分かち合いの会の運営についての研修や、講習会・意見交換会などを実施し、民間団体などの活動が自立的に運営されるよう支援し、21年度には、「自死遺族支援研修等事業」を実施し、自死遺族のための分かち合いの会の運営についての研修に加え、講習会、自死遺児支援のための集いを実施した。

また、地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金を通じ、自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施している。平成28年4月からは業務を移管された厚生労働省が引き継いでいる。

さらに、厚生労働省では、平成28年度から、過労死で親を亡くした遺児等を招請し、イベントを通して心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う「過労死遺児交流会事業」を実施している。

自殺予防総合対策センターでは、平成21年に厚生労働省で作成された自死遺族支援に関わる相談担当者等のための指針について、近年の状況を踏まえた改定に取り組み、28年3月に改訂版を刊行した。また、26年度に児童相談所を対象に調査し、児童相談所で支援する児童の一定数に、親の自殺関連行動への関わりを余儀なくされている児童がいることが確認されたことに対応して、遺児支援のための手引きを作成し、27年3月に公表した。

### (2) 学校、職場での事後対応の促進

文部科学省では、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、児童生徒の自殺が起こった際の、周囲の関係者に対するメンタルヘルスや危機管理、第三者による調査も視野に入れた背景調査などの事後対応在り方について検討を行い、22年3月に「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」、23年6月に「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（26年7月に改訂）」をそれぞれ作成した。これらの資料を活用し、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、周知を図っている。

また、職場については、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知している。

### (3) 遺族等のための情報提供の推進等

地方公共団体では、地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等を作成し、配布している。

内閣府では、いわゆる「心理的瑕疵物件」をめぐる空室損害に関し、過去の裁判例を収集し、裁判例に示されている法的な考え方や損害賠償の現状を整理するための調査を平成26年度に実施し、同調査を基に27年度に判例集を作成し公表した。

### (4) 遺児への支援【再掲】

「3 早期対応の中心的役割を果たす人材

を養成する取組(2)教職員に対する普及啓発等の実施」及び「8 遺された人への支援を充

実する取組(1)遺族の自助グループ等の運営支援」参照。

## COLUMN 6

## 遺族支援の取組について

## 僧侶による自死への取組

## 具体的な行動を目指して

2007年5月、自死者が年間3万人を超す時代に、ただ研鑽をするだけでなく、実際に何らかの行動を起こそうと、宗派を超えて僧侶が集まり「自殺対策に取り組む僧侶の会」が結成された。(2012年6月に現名称に改称)当初は10人に満たない人数であったが、現在は約40名の僧侶が参加している。

会のスローガンは、「安心して悩むことのできる社会を目指します」。「安心」と「悩む」、相反する言葉が並ぶが、生きる上で悩みや悲しみは尽きないものなのだから、悩み悲しむ自分を受容できるような社会、悩んだ時には誰かに助けを求められる社会でありたいという願いが込められている。

## 主な活動

## ①自死の問い～お坊さんとの往復書簡

僧侶の会では、2008年1月から手紙相談を開始。2017年3月末日時点で1,288人から計8,015通の手紙を受け取っている。手紙相談は電話や面接のような即答性はないものの、手紙は形としていつまでも残る。直筆の返信が持つ温もりが孤立感を和らげる効果もあるようで、「いつもお守りのように持っている」、「苦しい時に取り出して読み返す」などの言葉を頂くこともある。しかし、それだけに、主訴を見逃していないか、押しつけの返信になっていないかと、返信には細心の注意が求められる。平均すると一人6～7回のやり取りをしていることになるが、その中で信頼関係が築かれ、相談者が自らの足で歩みだすお手伝いができればと会員一同、取り組んでいる。

## ②自死遺族の集い「いのちの集い」

2009年6月から毎月第4木曜日に築地本願寺を会場として開催している。10時半から12時半までの2時間の集いの中では、最初の10分ほどが会員僧侶による法話、閉式の際には短い法要を行い、参加者には焼香をして、会場を後にしていただいている。布教行為にはならないように配慮しつつも、亡き方が今は安らかに過ごされていることを感じてもらえればという思いから、法話・法要を取り入れている。

参加者数は年々増加傾向にあり、最近では30名を超えることも。参加者は4～6人ほどのグループに分かれ、そこに僧侶が1～2名加わり、普段口に出せない思いを話し合い、聴き合う。たとえばお子さんを亡くした方と、親を亡くした方が同じ班になってお互いの思いを聴き合うことで、それぞれが亡くした方の気持ちに気付くこともある。「分かち合いの会」とも呼んでいるが、それは単に経験や考えを分かち合うだけでなく、抱えきれない重い荷を分かち合うことでもあるのだろう。

## 平成28年度参加者数

	平成28年										平成29年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総参加者数	17	24	21	30	26	32	31	19	30	35	28	35	
男性	3	5	4	10	4	6	6	3	6	4	4	8	
女性	14	19	17	20	22	26	25	16	24	31	24	27	
初参加者	2	7	5	7	5	8	9	2	5	14	7	9	

## ③自死者追悼法要「いのちの日のいのちの時間」

2007年から毎年12月1日、厚生労働省が自殺対策に取り組む日として定めた「いのちの日」に、

自死遺族のみに参加者を限定した自死者追悼法要を開催している。安心して亡き人を偲ぶ時間を持っていただきたいということはもちろんのこと、葬儀を行えなかった、親族が集う法要では気を遣うことが多くて心から亡き人を偲べない、成仏できているか不安といった、供養に関する懸念を持つ自死遺族が多数存在することも大きな動機である。毎年150名前後の参列者があり、必要とする方々の多さに気付かされる。

#### 開催場所と参加者数

2007年	永壽院（大田区・日蓮宗）	8
2008年	築地本願寺（中央区・浄土真宗）	127
2009年	青松寺（港区・曹洞宗）	107
2010年	護国寺（豊島区・真言宗）	153
2011年	増上寺（港区・浄土宗）	171
2012年	青松寺（港区・曹洞宗）	145
2013年	築地本願寺（中央区・浄土真宗）	155
2014年	池上本門寺（大田区・日蓮宗）	140
2015年	護国寺（豊島区・真言宗）	140
2016年	増上寺（港区・浄土宗）	137

#### 今後の展望

当会以外にも、いのちに向き合う宗教者の会（東海地方）、自死に向きあう関西僧侶の会、自死に向きあう広島僧侶の会、自死に向きあう九州仏教者の会など、各地に活動の輪が広がっている。宗教者が、自死の問題により一層、真剣に取り組んでいくような働きかけをしていきたい。そして、自死者数の増減にとらわれることなく、いつまでも尽きることのない「苦」に向き合っていきたいと思っている。

自死・自殺に向き合う僧侶の会